

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益財団法人ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金(「ニッセイ名作シリーズニッセイ名作鑑賞教室2015/NISSAY OPERA 2015 オペラ「ドン・ジョヴァンニ」」に対して)	14,022,000		平成27年5月28日		公財	国所管	芸術文化振興基金助成金による助成金は、年度毎に下記により適正に交付されている。 ・助成対象活動の採択に当たっては、芸術文化振興基金運営委員会(文化芸術に関して優れた識見を有する15名以内の運営委員で構成)を設置するとともに、さらにその下に分野別の4部会と13専門委員会を設置し、各分野の実情と特性に応じた厳正な審査を行っている。 ・上記の審査に先立ち、助成金募集案内及びホームページにおいて審査基準を公表しているほか、助成対象活動の決定後は、助成対象活動名、助成対象団体名、助成金交付予定額、審査方法及び審査に当たった委員の氏名等を公表	有
公益社団法人日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金(「高校生のための巡回公演」に対して)	16,022,000		平成27年6月15日		公社	国所管	同上	有
公益社団法人日本児童青少年演劇協会	芸術文化振興基金助成金(「児童青少年演劇地方巡回公演」に対して)	10,022,000		平成27年6月15日		公社	国所管	同上	有

公益財団法人音楽協会	芸術文化振興基金助成金（「音楽地方公演 10月・3月(全国)」に対して）	20,022,000		平成27年6月15日		公財	国所管	同上	有
公益財団法人サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金（「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2015」に対し	13,022,000		平成27年7月3日		公財	国所管	同上	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。